

新たな大都市制度について

大都市制度(特別区設置)協議会における議論の状況～基本的方向性が決定されました～

- ◆ 第31回大都市制度(特別区設置)協議会(令和元年12月26日開催)において、「特別区設置協定書(案)の作成に向けた基本的方向性」が決定されました。
- ◆ 協議会での委員間協議で主な論点となった事項を中心に、その内容をご紹介します。
- ◆ 今後、協議会において、下記の内容等をもとに、具体的な協定書(案)の作成に向けて協議されます。

最新の議論状況は、大阪市ホームページの「大都市制度(特別区設置)協議会」でご覧いただけます。

▶ 特別区の区割り・名称【本庁舎の位置】

4つの特別区を設置

淀川区 [現 淀川区役所] 北 区 [現 大阪市役所]
中央区 [現 中央区役所] 天王寺区 [現 天王寺区役所]



▶ 特別区設置の日

2025年(令和7年)1月1日

- ・十分な準備期間の確保
- ・住民サービスやシステムの円滑な移行に配慮

▶ 特別区と大阪府の事務

特別区と大阪府の役割分担を徹底

- ・特別区は住民に身近な事務を実施
- ・大阪府は大阪全体の成長・都市の発展、安心・安全に関わる事務を実施

▶ 住民サービスの維持

大阪府及び大阪市は適正に事務を引き継ぎ、特別区設置の際は、大阪市の特色ある住民サービスは、その内容や水準を維持

▶ 住民サービスを支える財源配分

適切に住民サービスを提供するため、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分するとともに、特別区間の財政格差を是正

- ・特別区設置後10年間にわたって特別な追加配分を行うなど、特別区の財源を充実

▶ 地域自治区の設置と窓口サービスの維持

現在の24区単位で地域自治区を設置

現在の区役所(地域自治区の事務所)で窓口サービスを引き続き実施。区役所の名称は現行どおり

▶ 児童相談所(一時保護所含む)の設置

全ての特別区に児童相談所と一時保護所を設置

- ・組織体制の整備などを着実に推進

▶ 特別区の議会

特別区ごとに設置する議会は、それぞれの特別区域を選挙区とする

議員定数は、淀川区18人、北区23人、中央区23人、天王寺区19人とする

▶ 特別区の庁舎

特別区設置の際は、コスト抑制の観点から既存庁舎の活用を優先し、庁舎が不足する特別区(淀川区、天王寺区)は、現大阪市本庁舎も活用

- ・将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではない

- ◆ 特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。